

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の違約金免除
根拠条例・規則等名		母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
条 項		令第17条但書、第31条の7、第38条 細則第16条、第22条、第24条
所 管 部 課		子ども未来局子ども育成部子育て支援課（電話：048-829-1270）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	細則第16条に規定するものは、次のいずれかに該当する場合である。 ア 借受者又は連帯借受者で当該資金を償還する者（以下「償還者」という。）が災害、盗難その他不測の被害を受け、支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。 イ 償還者又はその家族の疾病、負傷、心身の障害又は死亡等により支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。 ウ 償還者が失業し、又は極度の事業不振に陥ったため、支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。 エ 償還者が償還金の支払能力がなくなったため、保証人が償還者に代わって償還金を納入している場合で、その者から違約金を徴収することが困難であると認められるとき。 オ 償還者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者で支払期日に償還金を支払うことが困難になったと認められるとき。 カ 償還金の支払猶予事由に該当すべき者が、悪意なく申請手続をとらなかったとき。 キ その他支払期日までに償還金を支払うことができなかったことについて、償還者の責めに帰さない正当な理由があると子育て支援政策課長が認めるとき。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 令和5年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、申請が稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		